

機械器具17 血液検査用器具 グルコース分析装置
36730000 一般医療機器 特定保守管理医療機器

全自動糖分析装置GA06

【警告】

- ①本装置の外装は保守点検時以外には取り外さないでください。本装置の外装を外して装置内部に触れると感電の危険性があります。また、付属の取扱説明書で指定されている保守点検及び部品交換箇所以外には決して手を触れず、これらの保守作業は弊社指定の担当員にお任せください。
- ②本装置は、機器の扱いに熟練した医師、看護師及び検査技師以外は使用しないでください。
- ③診断は他の関連する検査結果や臨床症状などに基づいて総合的に判断してください。
- ④動作中の本装置内に髪の毛や手指などを入れると、駆動部に挟まれる、巻き込まれるなど、重大な事故につながる恐れがあります。
- ⑤プラリドキシムヨウ化メチルを投与中の患者において、実際の血糖値より高値を示す恐れがありますので、プラリドキシムヨウ化メチルを投与中の患者における血糖測定値に対する影響について、事前に製造販売業者から情報を入手してください。〔プラリドキシムヨウ化メチルを投与中の患者で、実際の血糖値よりも高値を示すことがあり、その偽高値に基づきインスリン等の血糖降下剤を投与することにより、昏睡等の重篤な低血糖症状があらわれる恐れがあります。〕これらの警告を守らずに起きた事故に関しては、当社は一切の責任を負いません。

【禁忌・禁止】

- ①全血での測定は行わないでください。
本装置は、血清、血漿及び尿の分析用に設計されています。
- ②弊社指定以外の試薬、消耗品を使用しないでください。
弊社指定以外の試薬、消耗品を使用すると、測定値に著しい乖離や装置内部流体系の腐敗を引き起こすことがあります。これらを怠ると正しく動作せず、正しい測定値が得られないことがあります。

【形状・構造及び原理等】

1. 外観



項目	内容
測定範囲	モード1 (ノーマルレンジ) : 6~900 mg/dL モード2 (ハイレンジ) : 30~5000 mg/dL
処理能力	160 検体/時 (正常濃度域)
検体注入量	モード1 : 30 µL モード2 : 5 µL
緩衝液使用量	約 1.8mL/検体 (正常濃度域)
検体架設数	最大 10 検体 (5 本/ラック) ※ サンプラックチェンジャーに架設します。
プリンター	32 桁感熱式プリンター

バーコードリーダー	内蔵タイプ ハンディタイプ
操作 / 表示	タッチパネル / カラー液晶ディスプレイ
通信機能	RS-232C
電源電圧 / 消費電力	AC100 - 240V±10% 50/60Hz / 200VA 以下
寸法 / 重量	384(W)×485(D)×412(H) mm / 31kg±1kg

2. 原理

- 1) 測定系要素
GOD 固定化酵素酸素電極
- 2) 測定原理
GOD 固定化酵素膜の作用により消費される酸素の変化を酸素電極により検出し、二次微分することによって得られる反応加速度からグルコース濃度を算出します。
※詳細は取扱説明書をご参照ください。

【使用目的、効能又は効果】

血清、血漿、尿中のグルコース濃度を測定する装置

【品目仕様等】

同時再現性 (200mg/dL 標準液測定時)
モード1 (ノーマルレンジ) : CV0.8% 以下
モード2 (ハイレンジ) : CV3.0% 以下

【操作方法又は使用方法等】

1. 設置条件

- 1) ほこりがなく、換気がよい場所であること。
- 2) 装置に直射日光が当たらないこと。
- 3) 明るい窓際でないこと。
- 4) 振動が少ない場所であること。
- 5) 装置を水平に設置できる場所であること。
- 6) 電氣的ノイズがない場所であること。
- 7) 高周波を出す機械 (遠心分離機、放電装置など) と同じ電源を使わないこと。また、それらの近くに設置しないこと。
- 8) 装置のアース端子を正しく接続すること。
- 9) 指定された電源でありかつ安定であること。
- 10) 周囲温度が 15~30℃で、測定温度変化は±2℃以内であること。
- 11) 周囲湿度は 30~80%RH であること。
- 12) 屋内で使用すること。
- 13) 高度 2000m 以下であること。
- 14) 主電源の電圧変動 AC100-240V±10%以内であること。
- 15) 設置カテゴリ II (過電圧カテゴリ II) であること。
※ 設置カテゴリ II : 局所レベル。器具や携帯型機器など、設置カテゴリ III より小さい過渡的な過電圧を持つもの。
例 : 電源コンセントに接続される一般の電気機器
- 16) 汚染度 2 であること。
※ 汚染度 2 : 通常、非導電性の汚染だけが発生する。ただし、場合によっては、結露によって発生する一時的な導電性は、予測する必要がある。
例 : 通常の室内雰囲気

2. 使用環境条件

- 1) 周囲温度が 15℃~30℃で、測定温度変化は±2℃以内であること。
- 2) 周囲湿度は 30~80%RH であること。

3. 使用方法

- 1) 緩衝液、蒸留水、標準液、プリンターペーパーが十分にあるかを確認してください。また、廃液ボットの廃液量に余裕があるかを確認してください。

取扱説明書を必ずご参照ください。

- 2) 測定モードとキャリブレーション設定を選択後、検体をセットして「START」キーを押してください。検体測定前に既知濃度検体を測定し、正確さを確認することをおすすめします。
 - 3) セットされた検体の測定が全て終了すると、装置は自動的に停止します。
- ※詳細な使用方法は取扱説明書をご参照ください。

【使用上の注意】

1. 使用注意

本装置は精密な測定機器です。本装置の近くで携帯電話を使用するなどの電磁環境下での使用はお控えください。

2. 重要な基本的注意

1) 試料について

- ①採取後の試料の保管に関する一般的な注意事項については、成書を参照してください。血漿の測定には、解糖阻止剤と抗凝固剤を使用してください。常温で長時間放置した試料を測定すると測定値に誤差を生じる場合があります。
- ②半凝固した血清、血漿などは使用しないでください。プローブや流路系の詰まりを引き起こすことがあります。
- ③検体の液面に気泡や膜がないことを確認して測定してください。測定値に影響を与える場合があります。
- ④採血管は、採血管上端から液面までを 10mm 以上空けてください。空間が 10mm より少ないと正しく液面検知ができません。
- ⑤遠心分離した採血管は血漿（血清）成分が高さ 5mm 以上あることを確認し、分析前に大きな振動等を与えないよう注意してください。分離剤や血球を吸引して正しい測定値が得られないことがあります。

2) 緩衝液類について

- ①緩衝液及び標準液のふたを開放した状態など不適切な保管を行った場合、使用期限内であっても十分な性能を維持できない恐れがあります。
- ②標準液を開封後は、濃縮の恐れがあるため 1 ヶ月以内に使用してください。それ以後の使用については測定値の保証はできません。
- ③緩衝液又は標準液が誤って皮膚に触れた場合は石鹸で十分に洗い流してください。誤って目に入った場合は大量の水で洗い流した後、医師の診察を受けてください。誤って飲み込んだ場合は直ちに医師の診察を受けてください。
- ④緩衝液、標準液、蒸留水、電極、消耗品（プリンター用紙を除く）を交換した場合は必ずキャリブレーションを実施してください。また、電極やセル、サンプルプローブの状態は変化していきますので測定前には必ずキャリブレーションを行ってください。
- ⑤緩衝液及び蒸留水は本装置の所定位置に置き、装置の上には置かないでください。また、ボトルコネクタの接続は間違えないように十分注意してください。間違えてセットされた場合は正しい測定値が得られないばかりでなく、液漏れなどを起こし、装置を破損させる原因にもなります。
- ⑥緩衝液は、汚染防止のためボトルごと交換し、液のつぎ足しは行わないでください。蒸留水ボトルは、汚染防止のため、定期的に次亜塩素酸系の洗剤で洗浄又は、新品に交換してください。検体容器に取り分けた標準液は汚染防止のため、液のつぎ足しは行わないでください。

3) 保守点検時について

- ①サンプルプローブの交換、ウォッシュボトル洗浄、電極交換などの保守点検の際には、ウイルスや細菌などの感染を防ぐために必ず保護手袋と保護眼鏡を着用して作業を行ってください。
- ②グルコース用洗浄液は次亜塩素酸ナトリウム水溶液ですので皮膚に触れたり、眼に入らないようにしてください。万一事故が起きた場合には大量の水で洗い流し、速やかに医師の診察を受けてください。

【貯蔵・保管方法及び使用期間等】

本装置の有効使用期間（耐用期間）
使用開始（据付）後 5 年（自己認証による）

ただし、保守・点検を実施することが必須条件です。

【保守・点検に係る事項】

1. 使用者による保守点検事項

装置の性能、安全性維持のため、使用者による定期的な保守点検や部品・消耗品の交換が必要です。なお、保守点検及び部品の交換周期は、1 日 30test、1 ヶ月 25 日装置を使用した場合を基準としています。施設での稼働状況に応じて交換周期を定めてください。

1) 毎日（測定前）

- ①緩衝液、標準液、蒸留水、プリンター用紙の残量確認
- ②廃液ボトルの廃液量の確認
- ③標準液ボトルの転倒混和 ※測定前準備として。

2) 毎週

- ①サンプルプローブの洗浄

3) 毎月

- ①セル洗浄

4) 適宜

- ①試薬類の交換
- ②電極チェック
- ③電極交換
- ④サンプルプローブの交換
- ⑤ウォッシュボトル内の洗浄
- ⑥プリンターペーパーの交換
- ⑦プリンターの清掃

※詳細手順は取扱説明書をご参照ください。

※点検結果により修理又はオーバーホールが必要であれば、弊社指定の担当員に依頼してください。

2. 業者による保守点検事項

少なくとも 1 年ごとに弊社の技術員又は弊社の認定する技術員による定期保守点検を行い、交換の必要な部品は交換してください。

保守契約にご加入されることをお勧めします。

1) 1 年

- ①部品のクリーニング
 - ・プレヒーターチャンバーの洗浄
- ②各部ユニットの点検（必要に応じて部品交換）
 - ・液晶パネルユニット
 - ・プリンターユニット
 - ・サンプルラックチェンジャーユニット
 - ・サンプルクレーンユニット
 - ・シリンジユニット
 - ・反応セルユニット
 - ・その他センサー類（液・サイドカバー）
 - ・ハンディバーコードリーダー
 - ・プレスターラーモーター

③部品交換

- ・ポンプバルブ

2) 5 年

- ①部品交換
 - ・シリンジシール

【包装】

本体及び付属品は 1 台単位で梱包されています。

【お問合せ窓口】

株式会社エイアンドティー カスタマコールセンター
〒252-0816 神奈川県藤沢市遠藤 2 0 2 3 番地 1
TEL 0120-48-7030（フリーダイヤル）

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称及び住所等】

【製造販売元】

株式会社エイアンドティー
〒252-0816 神奈川県藤沢市遠藤 2 0 2 3 番地 1

【製造元】

株式会社エイアンドティー

取扱説明書を必ずご参照ください。